

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

関西労災職業病 No.34

関西労働者安全センター

1977. 2. 28発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

34号の案内

主張 1 安全センター組織の確立強化に努力しよう

3 安全センター規約

ニュース 5

報告 8 故田中さんの胃ガン死亡 業務上認定に関して

寄稿 9 ① 労災闘争から組合結成へ 全金京滋地本
中金支部

② 昭和電極・職業病闘争の経験を通して

合化労組 昭和電極労組

ぶつとばせ
改悪労災保険法

13 ● 京都・大阪・神戸・福岡 各地の闘い

● 総評関ブロでのとりくみ

● 2/23集会の報告

センターとして

しるる組織体制確立を

討論から

去る2月26日、午後2時から大阪市立労働会館において「安全センターの運動発展・組織拡大のための安全センターは何をすべきか」討論会が行われた。これはセンター発足以来足かけ5年が経過した現在、僅れ動く日本の政治経済状況の中で、今までの活動を総括し、今後センターが果していく役割とそれを保証する組織体制をいかにもちと、っていくかについての意見交換の場として設定されたものである。

討論会には北摂労職対・尼崎労安対・京滋労職対・国労大阪新幹線支部保線所分会・全金田中機研支部・全港湾沿岸南支部労研・京大安全センターなどの各組織委員、事務局長、常任事務局員をはじめ、会員組織・機関誌購読組織、その他センター設立に協力してきた人々など約30名が参加し、熱い討論がくり広げられた。以下議論の経過を追う中から現在安全センターに求められている点を明らかにしていきたいと思う。

まず始めに、多くの代表が常任事務局の独断と専行を鋭くし、自己批判を求めた。

指摘された問題点を整理してみると、1つは、常任事務局の思想性、2つめは、常任と職場地域との向での相互批判のあり方、3つめは、その相互批判を保証する体制をいかにつくるかに要約できるだろう。具体的には、常任の組織的配慮に対する無自覚・未熟さが原因で他の労働諸団体等の向に無用のまざつを引きおこし、その結果各地域組織内で安全センターを支持して斗おうとしている人々に多大の迷惑をかけているという点、又、事務局組織委員会というセンターの正理の運営体制がありながら、常任は事務局長とさへ十分な意志一致をはからずに行動するという点である。

常任ならば具体的事案に即した自己批判が行われた、一方、個人攻撃的批判でなく常任が過去果してきた役割をまず正當に

七の斗争の災勞 能機に眞

— 2・26の —

評価した上で、独断専行を許さない正常な組織運営体制を築き上げるよう努力すべきことか主張され、あわせて事務局長が十分に責任をばたせていない体制に對しても意見が出された。

次に、組織強化の要ともなっている総会開催について討論が行われた。

南大阪労職対を正常化するのと先決だという主張に對して、全金・全港濟等からは、それこそ地域の事情を無視した意見であつて、現在は南大阪労職対の再建が最も重要な課題とは言えないこと、そしてこの現実を踏まえた上での議論を行うべきことが主張された。

数時間にあたる以上のような論議の結果、安全センター事務局長は、「激しいやりとりもあつたが、それゆゑに忌憚のない批判を出し、あゝ非常に有意義な議論であつた。今後の組織委員会、組織運営のあり方、及び総

会準備について、などの組織体制について議論を継続し、早急に結論を出したい」とまとめを行つた。

以上の論議でその一端が示されて、現在、眞に大衆組織として發展するために、一部活動家に頼る運動から脱皮すること、強く要請されている。そのためには健全な組織運営体制の確立、そしてその要となる総会の開催準備が急務であらう。

不況下にあつて、労働者階級の健康はますます蝕まゆつがある。こゝから多くの労働者大衆の要請に眞にこたへるためにもセンターの組織的充実は不可欠であり、その確立のため、今こそ会員組織、事務局、常任等は、いかに人々と共に一致団結して奮闘すべき時である。

会員・購読者各位の皆さんもセンター強化に向つてどしどし御意見を！

関西労働者安全センター趣意書並びに規約

趣意書

関西労働者安全センターは労働災害、職業病、公害の絶滅をめざす労働者、地域住民、科学技術者、学生と共に闘組織であります。

今日、労働災害、職業病は、すべての職場に激発し、年間百七十万人を超す労働者が、災害によって殺され、重軽傷を負わせられ、又、「職業病のない職場はない」と言われるまでも無数の職業病が日々労働者を苦しめています。さらに公害は「緩慢なる殺傷行為」として地域住民、農民、漁民の生命と生活を破壊しつづけています。しかもなお、支配階級は、労働災害・職業病・公害の元凶というべき、金儲け第一主義の合理化を進め、かつ労働災害・職業病職場を下請化させています。そのためおびたしい下請・未組織労働者が悲惨な犠牲者となっているのです。例えば、日本の企業は国内だけでなく南朝鮮や東南アジアに進出し、現地労働者を一日、三百円という低賃金で酷使しながら、劣悪な労働条件の中で命をも奪い、さらに有毒物質をタレ流し生活環境の破壊をも当然の如く行っているのです。

これらの労働者殺し、労働災害・職業病・公害の根源は、明らかに、資本主義体制下の、「金儲けのための手段を選ばぬ生産方式」にあり、そのための「人命無視の合理化」にあります。又、この非人間的生産様式や合理化を進め、支えるものとして、現代の科学技術は生み出され、巧みに人民を支配してきた事を忘れることはできません。

私達は、労働災害・職業病・公害を絶滅する闘いをすすめるにあたって、災害犠牲者とその家族の闘争の支援と組織化に全力をつくすと共に、どの職場や地域にも、二度と悲惨な労働災害・職業病・公害の犠牲者が発生しないために「災害源と公害源の除去」の闘いを職場や地域で進めてゆき、そして、今まで、労働者・住民の生活に敵対しつづけてきた現代科学技術を批判し、正に人民のための新たな科学技術を創設せんがための闘争を展開しようと思っています。

こうした、労働者・住民の生活と生命を守る闘いの中から 全関西・全国の共に闘う仲間の手を握り、新たな運動の潮流をつくりあげるために努力します。

一、名称 関西労働者安全センターと称す。

二、目的 ①労働者・地域住民・科学技術者・学生の相互の共闘体制を確立し、労働災害・職業病・公害を絶滅する。

②災害犠牲者及びその家族の救済と闘争の組織化をすすめる。

③災害原除去のための労働者の闘争を地域・職場ですすめる。

④労働者・住民の生活に敵対する現代科学を批判し、闘う科学者技術者の闘争を組織し、労働者・住民の立場に立つ新たな学問創設のために奮闘する。

三、事業 目的を達成するための諸活動を行う。

四、組織 趣意書と目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

五、役員 ①運営委員会若干名

②事務局員若干名

③事務局長一名 事務局次長若干名

④会計一名

⑤会計監査二名

六、役員選出 加盟する団体及び個人をもって構成する総会にて選出する。

七、会議 総会 運営委員会

八、会費 団体一口 一〇〇〇円 個人一口 二〇〇円 (毎月額)

この規約の改正は総会にて行う。

切 取 り 線

入 会 申 し 込 み 書

口 数 入 金 し ます

氏 名
住 所

関西労働者安全センター 殿

労働前線

大阪

組合員が

職場粉じん自主測定

全金日本フッソ工業支部

全金日本フッソ工業支部では一昨年来、フッソ化合物による中毒熱（職場ではカタ病と呼んでい

じん量を測定されたが、今後支部では、この結果をもとにみんなが一

闘争を進めていくことを決めている。

番長い同作業をしなければならぬ。作業場の環境改善を中心にして

）や職場の粉じんに対する対策をねって来たが、昨年の秋期闘争を起点に本格的な取り組みを開始している。その手はじめとして、2月上旬には組合員による職場粉じんの自主測定が行われた。その結果、特定の作業場では基準の10倍をこえる粉

大阪

階級的団結が

労災斗争の要

2/4 中央地区評労竹学校で

2月4日中央地区評労竹学校で「労災職業病斗争について」の講演が行われた。

講師として関西労働者安全センター常任の河合は次の様な講演を行なった。労災職業病の原因は資本による労働者の支

配にあり、科学技術の欠陥はその現象でしかない。資本・行政・学者が一体となつて、生産技術向上に伴う必要悪しと「精神性」のものとの間のキャンペーンを行つてはいるが原因を見誤つてはならない。そこで労働者が自らの

健康を守るためには資本の支配に対抗する以外にない。資本の行う健康管理は労務管理でしかないので、むしろ任せてはならない。具体的には一人の被災者のために組合が全力をあげて闘う、そのためには労働者の階級的団結が要求される。「賃上げ」という全労働者の即時的要求で統一を圖つてきた体質から一歩前進しなければならぬ。その意味で高度成長時代に労働組合が失つてきたものをとり戻す必要がある。だが、講演は次々に熱を帯び、後半は特に聴衆の熱心な注目を集めていた。講演後に質疑応答が行われ、講演会は終了した。

北摂

職場を基点とした労災斗争の強化を！

北摂地区評労対定期総会で

去る1月31日、北摂地区評労災職業病対策会議は才11回定期総会を高槻市職厚生会館で開催した。総会には国労大阪新幹線支部保険線所分会・全金・全国一般・全港湾・高槻市職・市交通などから約40名が参加し、一年間の運動の総括と今後の方針が確認された。

基調報告に立った豊田事務局長は、①労災斗争の原点とも言うべき三池労組の闘いを、労組・主婦会との交流を通じて学んだこと、

②国労の闘いの前進、③関西集会の成功などを一年間の運動の成果として積極的に評価し、今後の方向として、職場を基点とした労災斗争、三池路線の堅持と地域共闘組織の強化とをいふを基盤にした関西労竹者安全センターの発展に努力していくことなどを報告した。

その後総会では、労災保険法改悪糾弾決議、大会宣言、そして新役員を選出を行い幕を閉じた。



今年に入ってから都島反の会へ比嘉正子理事長と強まってきている。段々強まってきている。5月明け早々の池原保母への職種がえといういやがらせに続いて、2月25日には中途採用者の再試験という揺さぶりをかけてきた。そして、3月末には組合つぶしをねらった総配転をもくろんでいる。

比嘉理事長のいやがらせをくいに負けないわ

全国一般都島友の会支部

組合はアルバイトであつた。皆さんの退職で5名になつているが、毎日果敢に反の会のいやがらせに反対し、力を増大して、積極的な斗争展開が準備されている。

都島

1月19日に結成された支隊共闘会議も除々に斗争体制を強めて、2月中旬の都島一帯の戸別ピラ配布・また2月21日には桜宮公会堂に350名を集めて決起集会を行い、都島の比嘉の本拠地へデモを貫徹した。

阿佐保母の不当解雇撤回、職業病被災者の権利確保、職場改善といふ課題をみなえ、現在二いらの要求をなげ



去る2月26日、全港
薄沿岸南支部安全衛生
委員会が77年度総会を
行い、一年間の活動の
総括と今後の運動方針
を確認した。

前年度は18分
会から安全委
員が選出され
地域の労災斗
争の中心とし
て運動が進め
られてきたが
安全委では「
活動が組織的
にできるよう
になった」とこ
とをオ一の成
果として挙げ
ている。今年
度は21分会から安全委
員の選出があり、労災
保険法改悪や、某経営
幹部の「労災職業病向
題は今年最重要課題

の飛躍の 踏み台にして 今年もさらにバロー

全港南支部総会南なる

南大阪

の「つし」という発言に
みられる資本、政府の
攻撃に対決していく姿
勢が確認された。
安全委では①港湾へ
のじん肺法の適
用、②腰痛を「
港湾病」として
職業病認定させ
る、の2つを大
きな課題として
いるが、上組の
じん肺斗争、米
穀運送の腰痛斗
争の経験を生か
して今後も斗い
を進めること必
ず確認された。そ
の他、コンテナ
作業環境改善、
弁天町診療所の強化、
ハリ学習会の発展、労
災保険改悪への闘いな
どの方針が決定された。

西大阪

故高松氏の心筋硬塞死を 労災認定せよ

▼住電の非人間的労務、健康管理が原因だ

住友電機工業株式会社
社で30年肉施盤工とし
て働いてきた高松登氏
は昨年7月15日心筋硬
塞で死した。会社は
これを全くの私病扱い
し放置してきたが、住
電の闘う仲間が中心に
安全センター、全港南
署と調査を進めた結果
住電の過酷な労務条件
と非人間的な労務、健
康管理が高松氏を死に
至らしめたものである
ことが明確となった。
遺族も労災申請を決意
し、2月18日に申請を
西野田労基署に提出し

た。3月2日には2
回目の交渉が行われ、
住電のデタラメな安全
衛生管理体制が次々と
告発され（労災かくし
おぼなりな健診など）
監督署の行政指導の怠
慢が追及された。
署は行政指導の不十
分さを反省し、遺族の
立場、利益を尊重して
今後調査を進めていく
ことを署名確認した。
尚、次回交渉は3月22
日と決定されている。
（1時から）多数の参
加が希望されている。



報告

胃ナンを併発していても

心臓機能低下が死期を早めた

田中先生の業務上認定の「決定書」より

滋賀県夏局での不服
審査で胃ナンを死ん
だじん肺被災者に対し
その死は業務上の
ものによる」との決定
が出された。(33号参照)
監督署段階では「じん
肺と胃ナンの因果関
係はない」として業務
外の判断が出ていたが
不服審査において遺
族の主張を認めさせる
ことができたわけであ
る。そこで、ここにそ
の審査決定書で述べら
れている「業務上であ
るとする論理」をまと
めてみようと思う。

この場合「医学的判断
が大きく影響した」が、

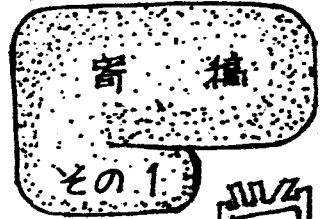
審査官は多くの医師に
鑑定依頼し、意見を求
めたところ、凡ね次の様
な意見が出た。

①直接死因は胃ナんで
ある。②じん肺と胃ナ
ンとの間に因果関係は
ない。③じん肺による
心臓機能低下のため胃
ナンを発見時に手術がで
きなかつたというのほ
も、ともである。④も
し手術ができていれば
かなり症状はよくなっ
ていたであろう。⑤この
程度の胃ナンで故田中
さんのように早い時期
に七くなるのは異例の
ことであると言える。

⑥胃ナンを併発しなく
てもそう遠
くない時期
に肺不全を
おこすと思
える程にじ
ん肺による
心臓機能の
低下があつた。
これらの医師達の意
見を受けて、審査官は
「胃ナンの発生にじん
肺が関係しているとは
いえないからこれは業
務外だが、業務上疾病
であるじん肺が死七時
期に大きく関与してい
る。二つ以上の病気を
もつ患者が死七した場
合、死因を限定するの
は困難であり、この場
合は胃ナンを直接死因
とするより、じん肺に
よる心臓機能低下が死
期を早めたと考えるの
が妥当である。故に、
死因は業務上疾病によ
るものである」とした。

会員・購読者
の皆さんへ

昨年の冬期カンパの
呼びかけに応じて多
くの方がカンパを寄せ
て下さいました。本当
にありがとうございました。
最終集約の結果、
果は70万円程でした。
しかし、未だセンターの
財政は苦しく、なやめて
会費・購読料の完納
をお願いいたします。
滞納の通知が届き
ましたら是非納入
手続きを早く!!



労災闘争から

組合結成へ

全金京滋地本中金支部

あった。

このままでは
安心して働けない

我々の支部が労働組合を結成

するきっかけは、一人の労働者が作業中に熱湯で足をやけどをした事から始まる。それは昭和37年の事であった。当時、会社はヤカンをひっくりなえしてやけどをしたと言うように言っていた。労働者にするのをいやだった。これまでにも同じ事故が何度もあり、このままでは危険で、安心して働けない、労働条件も悪いので組合結成を準備し、全国金属に加盟した。

組合結成当時は安全より労働条件の向上と経済斗争が中心で

全金安全担当者 会議への参加

私達の仕事はアルミの表面処理でメッキとよく似た仕事である。硫酸・硝酸・クロム酸・苛性ソーダ・シンナー・アセトン等を使用するにもなみわらず、入社してからも安全教育もせず、注意事項もきかなくなつた。健康診断は年2回実施されていたが、内容は粗末なものであった。私達が化学薬品のおそろしさを知つたのは全金の安全担当者会議に参加してからである。

昭和45年、一人の女子組合員

が貧血で入院した。最初は普通の貧血だと思つていたが、組合が色々調査していくと、作業中に使うシンナーが原因である事が判明した。直ちに労災申請をするように会社に要求する。会社側は最初労災を認めなかつたが支部の要求が強いので労災を認めた。が、申請するのに医者の診断書が必要であつたのにそれができなかつた。

全金に相談すると南病院を紹介された。そこには当時宮入さんがおられ、大変お世話になつた。監督署も医者の診断書があれば労災を認めなければならなかつたが、労基局はシンナーの分析表、その他の女子労働者の健康診断書を提出させたりして労災認定をしなかつたが最終的には労災を認めた。会社もその後にはシンナーの使用を中止し、二度とこの様な事がないように約束をした。

更に、有機溶剤中毒があれば酸をあつなつていと歯が悪くなる、と宮入さんに教えてもら

った。

歯牙酸蝕症の 労災認定かちとる

春の健康診断で歯の検診を受けたがほとんど虫歯・歯ソウノウロウと診断された。またある人は歯アラシの使い方が悪いと言われ、医者に対する不満が出た。

そこで支部は職業病の討論集会を行なった。全金ひら小坂・山田両氏、南病院の宮入さん、阪神医療生協の桐沢先生を迎えて、化学薬品が我々の身体にどう影響するな、そのなみで酸を長年扱っている歯牙酸蝕症という職業病がある事を知った。その場で教人の組合員の歯を見てもうとうと、歯の先端が半分ぐらいにすり減り、明らかに歯牙酸蝕症であった。後日会社に歯の検診をやり直すように要求をしたが、会社側の言うのには京都市内の歯医者では歯牙酸蝕

症を見る医者はないと回答して来た。それでは組合が歯医者を探さなくてはならぬその医者でも良いかと確認し、桐沢先生に検診してもらった。そして教人の人が歯牙酸蝕症と診断された。会社もそれを認めて労災申請をするが監督署は認めなかった。

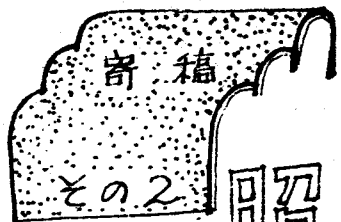
その年の全金京滋地本の定期大会にこの事実を報告した。当日朝日新聞社の人がおられ、あくる日の朝日新聞に掲載された。監督署もあけて労基局に報告したが、京都の労基局では労災と認める判断力がなかった。そして中央の労働省に内い合わせ、判断を中央にまかせた。

歯牙酸蝕症―労災法にはあるが過去に労災認定をされた事実がなかった。それだけに桐沢先生の診断報告書がなければ労災認定はされなかつたろう。しかし労災認定をされたのは2年後であった。その間何度も労基局へ交渉に行った。我々の目的は内部だけの告発ではなく、その他の会社にも酸をあつたう以

上同じ職業病があると言う事を知ってもらいたかった。

どんな小さなケガ でも労災に

会社も労働組合の言う事をよく聞き最大限我々の要求を聞き入った。今後は有機溶剤と同じくこの様な事のないように設備改善をし、今日では公官設備もでき、以前とは見違える程よくなった。毎日安全パトロールを行い労災職業病をなくす運動に全力をあげている。しかしまだ腰痛やクロム酸との問題が残っている。どんな小さなケガでも組合に報告して労災にし、企業の言いなりになってはいけない。組合が独自で医者もさがさなければ企業側の医者では労災認定は勝ち取れない事を体験した。現在は京滋労職対に参加して他の支部や未組織の労働者と交流を行い組合員一人一人が勉強をして全体のレベルアップに努力している。



昭和電極

職業病闘争の経験を通して

台化昭和電極労組 井上広三郎

一はじめに

昭和電極資本は、企業の利潤追及のみに奔走し、最も大事な労働者の安全・衛生管理については一方的に手抜きし、再三にわたり労働基準監督署から改善命令をうけるといって手ざんざんであつたため、遂に職業病の多発を招き、あつて労働者の多数の生命と健康を奪ひ去るにいたつた。

発生した職業病は、最も初歩的なじん肺・そしてタール物質特有の皮膚障害と皮膚癌であつた。またコークス炉へハブ工場で見られるように、発汗

性(三、四ベンツピレン)物質を含有しているため、肺がんを主とする、がん罹病者、それに遺族は悲惨な状態に追いこまれてきた。

昭和電極労組・台化労連は隠ぺいされてきた職業病を自らの検診と、取り扱う物質の職業性を明らかにしながら労災認定闘争を展開している。また、労災扱いが、真の救済にまでいたらず、そして発生責任の追求と職業病の防止とあわせて、職業病裁判闘争に立ち上つた次第である。

一方、企業側は職業病を隠ぺいしようとして躍起になり、労働災害を認めるところな組合員ならびに組合に対し、あらゆる妨害と組織破壊を収らつてきた。ましてや、組合員の生命と健康を死守するための指導的役割を果そうとした井上執行委員の首まで切り、これにあきたらぬ企業は、療養治療中の罹病者までも解雇するという暴挙にでた。

労災・職業病闘争をすすめる昭和電極労組・原告団は、あらゆる妨害を排除しながら、台化労連を中心に、地評・地区労などに結集する仲間に支えられ、今日一つ一つ成果を勝ち取り、原告団9名の職業病裁判闘争を先頭に、労災認定闘争へ不服審査請求・再審査請求などにとりくんでいるところである。

なお、この闘いを契機に同業種(カーボン)の職業病対策会議を組織発展させながら、闘いの輪をひろげつつ、職業病撲滅へと、すでに2年の年月をついやした次第である。

ニカーボン・炭素電極 製造業の取業病

原料として、コークス・ター
ル・ピッチを取扱い、製造工程
では、粉じん・蒸気・ガスが発
生し、とくにタールピッチには
発ガン性(3・4ベンツピレン)
物質が含有しており、皮フ障害
から悪性化にともない、皮フな
ん・肺なん・粉じんによるじん
肺等は認知されているところだ
ある。

三、取業病を発生さ せた取場環境

経済成長に便乗した企業は、
とりのこさゆる、つぶれる、他
社に追いつけ追いつけを目標
に、工場は増産につぐ増産とい
った確業ぶりであった。
したがって、職場内は粉じんの
飛散により、昼でも、照明灯

を用いても、ローソクの光ほど
にしな見えないといった暗さで
粉じんが空気が汚染された職場
に変貌してしまった。

そのため、粉じん指定工場に
2度もなり、さらに監督署から
除じん不備の勧告をうけると共
に、公害工場へと進行していっ
た。

このような職場に配属された
職制ですら、粉じんによる汚
体内の汚染によって、人生の悲
哀を感じながら毎日12時間労働
と低賃金で生活を支えてきた。

四、剖検と労災申請 で肺ガン立証

タール・ピッチは、肺なんを
発生させる要因をなしているこ
との実証は取扱う粉じんを分析
して明らかにしたほか、被災死
亡による解剖で明らかにするこ
とができた。

才一回の解剖は阪大病院で行
ない、あわせて追跡調査による

死亡者の遺族補償請求の形で、
在職中以外に、すでに多発して
いる実状を含めて立証の一端と
する申請を行なった。

(以下 次号に続く)

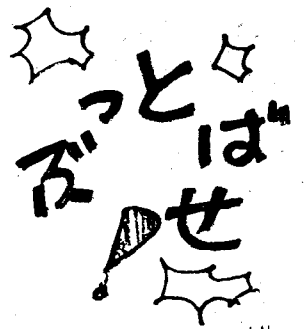
本の紹介

「日本のじん肺と
粉じん公害」 ¥15000

— その予防と対策のために —

岩井科学研究所 佐野辰雄 著

著者は「今後の対策のために正しい医学的事実を述べ
にでも、明かに理解してもらうためにこの本を計画した」と
述べている。「じん肺」という取業病についての事実を直視
し、今後の闘いを更に強化するために! (センターで取扱い中)



改悪、労災保険法

1月に日大阪労基局交渉で5項目の確認をとって以降、斗いは更にすすんでいる。当安全セクタはこの時点で「下へのオルグで体制を強固にし、横へのオルグで全国的連ケイを図り、上へ攻めのぼる」の方針を確認した。

この方針のもと、斗いは京都兵庫・福岡・関東へと拡がり、

連ケイは強まり、また2月23日には斗う部隊が結集して集会がもたれ、意志一致が行われた。以下の記事を参照して下さい。また上へのオルグによって、国会議員から協力の承諾を得ることなどが、今後国会内での追及が行われるだろう。労働省交渉も3月9日に設定され、現在準備がすすめられている。

京都

『添付資料』をホゴにすると

独自姿勢確立

1/25 京都労基局交渉……………

1月8日の交渉に引き続き、1月25日に交渉がもたれた。京都労基局としての姿勢を明確にするとの趣旨で、局長出席のもとに

行われた。京滋じん肺患者同盟・全金・新産別・国労・京都合域労組・京滋労働村の労働者がつめつけた。

まず最大の争点である「添付資料」について、「等級規準が決まっていけない段階でのこの調査は無効である。規準が決まらなければやり直し」と主張された。これに対し労基局は「時間がない」といふなどという被災労働者の生活と権利を無視した理由で抵抗したため、参加した労働者なら「どい批判を浴びた。結局「添付資料」については提出しないのでよい。すでに提出した者には返還する。そして規準が決定した後に、新たな調査用紙を作成し、それを提出してもらう」と約束した。即ち、添付資料を反古にし、再調査実施、という画期的な運用姿勢を約束させたのである。これは従来より京都では、地域の力関係を背景にして「新幹線保線作業へのじん肺法適用」にみられる様な、京都労基局独自の姿勢を確立させてきた結果である。(添付資料の

大阪

本省に屈服する弱腰を 厳しく糾弾!

1/28 大阪労基局

問題については、その後大阪労基局は本省の指示に屈服した。大阪労基局は独自の姿勢を貫いている。

また、「現行補償額を補填す

る特別支給金をスライドさせる」「等級現率の検討をやり直す」という2点についても本省へ上申すると約束した。

1月10日の交渉で5項目の確認をとり、その後確認をどの様に実行しているかを点検するために28日の交渉がもたれた。まず労基局なら、5項目の確認を近畿ブロック課長会議で本省の係官に伝え、本省の係官は「検討する」と答えた。報告された。これに対し、「約束がきちがう。局長名で文書で正式に上申せよ。本気でヤル気があるのか」と批判が浴びせられ、あらためて文書で上申することを約束させた。

更に、項目別に本省の対応について詰めたところ、「解雇制限」と「スライド」の問題については検討することであり、たが、「添付資料」と「立替払い」については本省から厳しいクレームがつけられた。まず、「添付資料」については「添付資料を返還するなど」という事を勝手にやるな。時間的に固にあげない。既定の方針通り強行せよ」と強い叱責があり、大阪労基局としては「上級の命令に従う」と弱腰の姿勢が

表明された。労働省もやることながら、それに屈服する大阪労基局の弱腰に参加者一同怒りをぶちまけた。「自分の保身の為にワシらの生活をふみにじるつもりか」と詰め寄り、結局「改めて上申する」と約束させた。また立替私についても「争議中の労働者の為に仮支私制度を設けるつもりはない」との本省見解に対し、再度上申する事を約束させた。(尚、その後の神奈川労基局交渉で、争議中、自主管理中であつても立替私を行うとの通達が明らかになった。大阪はこの通達すら隠して、労働者の権利を押しこもうとしたのである。)あゆせて次の2項目

- 1、今回の切替対象者を安全センターに伝えよ。
- 2、切替にあたっては本人と協議し同意を得てから行えとの要求を提出したが時間切れで次回交渉に持ち越した。

とこのころが、その後局は「交渉を待たない」との強硬姿勢に出ている。責任逃れを許さず更に追及していぬねばならない。

での大牟田監督署との交渉で、添付資料の提出は保留するしと、確認をとり、現在もなお添付資料を提出しないという抵抗、斗争を背景に交渉は行われた。この交渉で家族は「療養中の」の中毒患者は、監視が必要など、うらなびという観点でランク分けするとはできない。被災者のためと言っているが、打切りのための秩序づくりがぬらいだ。

こうして詰め寄せた。この激しい攻勢に、ついに福岡労基局は「基準の見直しを労働省に要求する」と約束した。また、三池労組は来たる26日は、炭労中央と共に労働省交渉を予定している。

今後とも実力抗争斗争を闘い、攻め、関西・関東と固く手を結びあう、といこう、と確認している。

3/17・18 春斗共闘関西ブロック討論集会で

労基局交渉への取組を決議

2月17・18の両日、春斗共闘関西ブロック主催で「労災職業病討論集会」が今年も開かれた。この集会で各単産代表から安全重点活動等の報告が行われ、併せて改悪労災保険法についても多くの時間が出された。そして、兵庫県労働者安全センターより、

各府県労基局交渉への取組が提
起され、以下の様な決議が採決
された。

改正「労災保険法運用につ
いての対労基局申し入れ」

1. 傷病補償年金の廃疾等級の内容を定めるにあたり、では、職業性疾患の実態（とりわけ、Cの中毒・腰痛・頸肩腕障害、むち打ち症などの疾病の認定が遅れ、かつ療養が困難で長期を要する実情）を十二分に考慮すること。
2. 傷病補償年金への移行にさいし、政省令を適用するにあたっては、上記の実情を考慮にいたし、1年半経過によって一方的に治癒認定をしたり、補償の打ち切りや年金への移行などをせざるなどの機械的運用をしないこと。
3. とりわけ、3級「常態」としては勤務できないに該当するものの判断にあたっては、職場復帰訓練中のもの、また軽作業なら可能なものなどについては、上記に該当しないものとして扱うこと。
4. 傷病補償年金移行が、労基法19条の解雇制限規定適用除外

の要件になることになんかみ、同年金移行については被災労働者の要望・意見を十分に聞き、また企業がる年経過を理由に長期療養中の労働者を解雇することのほいよう十分指導・監督すること

5 現行長期傷病補償給付や休業補償給付の受給確者が、傷病補償年金を受けるとなった場合の減額補てんの経過措置については、将来にわたる適用することとを明文化すること

6 差額特別支給金についてもスライドを適用すること

7 傷病補償年金受給者についても随時、労組組合・本人及び主治医を通じて実情を把握し、実情によってはたばらに短期に切りかえるよう運用すること

8 メリット制の中を拡大したことにより、現に発生した労働災害や業務上疾病を企業が隠す

いし、また健保扱いとするおそれが強まるので、かかることのないよう、指導監督体制を強化するとともに、ななる事態が発生した時は嚴重なる措置を講ずること

9 以上の申し入れにななる「改正」法の運用については労働組合ならびに本人との合意に達するまでは短期受給者について、傷病補償年金への移行をしないこと
以上

大阪

2/23 集会で改悪糾弾斗争の強化を再確認

以上の様に闘いが全国化し、本省への攻撃も準備さいる中で2月23日に「労災保険法会計の運営を糾し、被災労働者の完全治療・完全補償を要求する大阪会」が開かれた。

大阪を中心に、兵庫・京都・そして東京の労働者が結集し、連帯を強化し一致団結して今後を闘い抜いていく事を確認した。集会ではまず、大阪総評・社会党・公明党、部落解放同盟の代表のあいさつと、井上一成、

上田卓三両代議士と全国一般労働支部の祝電が披露された。職場・地域から作りあげてきた運動が、これらの頼もしい仲間の支援を得られるところまで来た事を如実に語っていた。

続いて、関西安全センター事務局長豊田正義、岡大医学部助教青山英康両氏の講演があり、労災保険法との闘いが労働斗争の前進に大きな意義があり、また労働斗争が労働運動の要にあることと強調された。青山氏の

完全補償と完全治療をわちとる

ユニークな語り口は時に会場の爆笑を誘っていた。



そして最後に、各戦線からア
ピールが行われた。全金・全
港湾・全石油・全造船等の傘
下単組の代表がたち、いずれ
も職場の仲間の被災者の生
活を守るために組合の全力を
挙げて闘ってまており、その

職場・地域斗争の蓄積の上に立
って改悪法と闘っている事や許
えられた。それ以外の代表の具
体的な生々しい報告は会場の150
名の参加者の共感を呼んでいた
そして、ナンバローを三唱して
る時間の集会の幕を閉じた。

編集後記

もう3月。改悪労災保険法
施行期日の4月はまもなくで
す。3月9日には労働省交渉
が行われる予定ですが、あく
まで被災労働者の不利益を許
さない立場で今後も闘いを続
けていかなければならないと思っ
ています。労災保険の闘いも
通じて更に広い地域の闘って
いる人々との交流が深まって
いきます。この交流のますますを
もっととたく、強くしていけば
……。いつまでも資本家共
の思うままにはさせないのだ。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

34号

昭和52年2月28日発行（毎月一回30日発行但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4